

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第52号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 高等学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>又は<u>養護学校</u>(以下「高等学校等」という。)に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第7条 給与等条例に定める教育職給料表は、中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教育職給料表の適用範囲)</p> <p>第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 高等学校又は<u>特別支援学校</u>(以下「高等学校等」という。)に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第7条 給与等条例に定める教育職給料表は、中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表第1 級別標準職務表(第3条関係)</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>(1) [略] (2) <u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>又は<u>養護学校</u>(以下「<u>特殊学校</u>」という。)の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務 (3) [略]</td></tr><tr><td>2級</td><td>(1) [略] (2) <u>特殊学校</u>の教諭、養護教諭又は高度の知識経験を必要とする実習助手若しくは寄宿舍指導員の職務 (3) [略]</td></tr></tbody></table>	職務の級	標準的な職務	1級	(1) [略] (2) <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 又は <u>養護学校</u> (以下「 <u>特殊学校</u> 」という。)の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務 (3) [略]	2級	(1) [略] (2) <u>特殊学校</u> の教諭、養護教諭又は高度の知識経験を必要とする実習助手若しくは寄宿舍指導員の職務 (3) [略]	<p>別表第1 級別標準職務表(第3条関係)</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>(1) [略] (2) <u>特別支援学校</u>の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務 (3) [略]</td></tr><tr><td>2級</td><td>(1) [略] (2) <u>特別支援学校</u>の教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>又は高度の知識経験を必要とする実習助手若しくは寄宿舍指導員の職務 (3) [略]</td></tr></tbody></table>	職務の級	標準的な職務	1級	(1) [略] (2) <u>特別支援学校</u> の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務 (3) [略]	2級	(1) [略] (2) <u>特別支援学校</u> の教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 又は高度の知識経験を必要とする実習助手若しくは寄宿舍指導員の職務 (3) [略]
職務の級	標準的な職務												
1級	(1) [略] (2) <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 又は <u>養護学校</u> (以下「 <u>特殊学校</u> 」という。)の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務 (3) [略]												
2級	(1) [略] (2) <u>特殊学校</u> の教諭、養護教諭又は高度の知識経験を必要とする実習助手若しくは寄宿舍指導員の職務 (3) [略]												
職務の級	標準的な職務												
1級	(1) [略] (2) <u>特別支援学校</u> の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務 (3) [略]												
2級	(1) [略] (2) <u>特別支援学校</u> の教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 又は高度の知識経験を必要とする実習助手若しくは寄宿舍指導員の職務 (3) [略]												

	(4) 高等学校又は <u>特殊学校</u> の指導に従事する指導主事の職務 (5) [略]
3級	(1) 高等学校又は <u>特殊学校</u> の教頭の職務 (2) [略] (3) 高等学校又は <u>特殊学校</u> の指導に従事する主任指導主事の職務 (4) [略]
4級	(1) 高等学校又は <u>特殊学校</u> の校長の職務 (2) [略] (3) 高等学校又は <u>特殊学校</u> の指導に従事する首席指導主事の職務 (4) [略]

エ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	(1) [略] (2) 中学校、小学校又は幼稚園の教諭又は養護教諭の職務 (3)・(4) [略]
[略]	

オ～ク [略]

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
[略]				
教諭及び養護教諭	[略]			
[略]				

備考 [略]

	(4) 高等学校又は <u>特別支援学校</u> の指導に従事する指導主事の職務 (5) [略]
3級	(1) 高等学校又は <u>特別支援学校</u> の教頭の職務 (2) [略] (3) 高等学校又は <u>特別支援学校</u> の指導に従事する主任指導主事の職務 (4) [略]
4級	(1) 高等学校又は <u>特別支援学校</u> の校長の職務 (2) [略] (3) 高等学校又は <u>特別支援学校</u> の指導に従事する首席指導主事の職務 (4) [略]

エ 教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	(1) [略] (2) 中学校、小学校又は幼稚園の教諭、 <u>養護教諭</u> 又は <u>栄養教諭</u> の職務 (3)・(4) [略]
[略]	

オ～ク [略]

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
[略]				
教諭、 <u>養護教諭</u> 及び <u>栄養教諭</u>	[略]			
[略]				

備考 [略]

エ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
[略]				
教諭 養護教諭	[略]			
[略]				

備考 [略]

オ～ク [略]

別表第3 学歴免許等資格区分表(第5条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
[略]		
2 短大卒	(1) [略]	[略]
	(2) 短大2卒	ア・イ [略] ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)</u> の卒業 エ～カ [略]
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校、 <u>盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科</u> の卒業 イ [略]
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は <u>盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部</u> の卒業 イ [略]
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは <u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u> の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了

エ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級		
		1 級	2 級	3 級
[略]				
教諭 養護教諭 栄養教諭	[略]			
[略]				

備考 [略]

オ～ク [略]

別表第3 学歴免許等資格区分表(第5条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
[略]		
2 短大卒	(1) [略]	[略]
	(2) 短大2卒	ア・イ [略] ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は <u>特別支援学校</u> の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。) エ～カ [略]
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は <u>特別支援学校</u> の専攻科の卒業 イ [略]
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は <u>特別支援学校</u> の高等部の卒業 イ [略]
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは <u>特別支援学校</u> の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了

イ [略]

備考 [略]

別表第6 初任給基準表 (第11条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭	[略]	
[略]		

備考 [略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭	[略]	
[略]		

備考 [略]

オ～ク [略]

イ [略]

備考 [略]

別表第6 初任給基準表 (第11条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭 <u>栄養教諭</u>	[略]	
[略]		

備考 [略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭 <u>栄養教諭</u>	[略]	
[略]		

備考 [略]

オ～ク [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第3条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年岩手県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育職員)</p> <p>第2条 給与条例第40条の2第3項又は給与等条例第31条の2第3項に規定する教育職員は、校長(園長を含む。)、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条に規定する職員で、高等学校又は盲学校、^{ろう}聾学校若</p>	<p>(教育職員)</p> <p>第2条 給与条例第40条の2第3項又は給与等条例第31条の2第3項に規定する教育職員は、校長(園長を含む。)、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条に規定する職員で、高等学校又は<u>特別支援学校</u>の小</p>

<p>しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務するもの（次号及び第4号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 前条に規定する職員で、盲学校又は聾学校の幼稚部に勤務するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>学部、中学部若しくは高等部に勤務するもの（次号及び第4号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 前条に規定する職員で、特別支援学校の幼稚部に勤務するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。